

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
第1条～第10条 省略 (広域連合長等の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長及び <u>副広域連合長1人</u> を置く。 2～3 省略 以下省略	第1条～第10条 省略 (広域連合長等の組織) 第11条 広域連合に、広域連合長及び <u>副広域連合長2人</u> を置く。 2～3 省略 以下省略